



## ②社会福祉従事者等の育成と人材確保

①社会福祉従事者等が時代のニーズに対応でき、良質な福祉サービスを提供できるよう介護支援専門員関係研修やサービス管理者養成研修等の専門的な研修をはじめ、体系的な現任研修等を企画・実施します。

②福祉分野の雇用環境の変化により雇用離れ傾向を考

慮し、福祉人材無料職業紹介事業を介して福祉人材の確保と斡旋を行なうとともに、福祉従事者の身分待遇等の向上を目指し、雇用環境の改善について福祉施策へ要望・提言していきます。また、福祉人材センターのネットワーク機能等を活用し、障害者の雇用啓発と促進に努めます。

③社会福祉従事者を対象に独自支援事業として、健全で効率的な経営が推進できる体制づくりのため経営の専門相談等を実施します。

②災害時等の被災者や要援護者等の緊急保護や関係機関等の人的要請により被災地へ職員を派遣し、復旧等の支援を行ないます。

③地域で暮らす高齢者や障害者等の自立促進の視点から生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業(まもり~ぶ事業)等を積極的に展開します。(再掲)

## ③セーフティネット機能の発揮

①県社協が経営する社会福祉施設等で虐待や処遇困難、ホームレス等最も支援の必要な方々を緊急一時等で受け入れを行ない関係機関等との調整・連携のもと支援を行ないます。

## ④指定管理施設等の適正な運営

①障害者施設では、障害者自立支援法に基づく福祉サービスの新事業体系への移行を優先的に取り組むとともに、利用者の個別支援計画を基に生活支援を中心とした介護及び創作活動や生産活動、就労訓練等を行ない、自立の促進に努めます。また、精神障害者の社会的入院解消に向けて、利用者の主体性に基づいた生活訓練や職場実習等をとおし自立支援を取り組みます。

②さらに、障害者やその家族等のニーズに対応した支援を行なうため、発達障害者支援センターの運営や重症心身障害児(者)通園事業等を展開します。

②高齢者施設等では、特に後期高齢者が増加傾向にあり、利用者及びその家族等のニーズが多様化している現状を踏まえ、特別養護老人ホームにおいては、24時間支援体制で介護と看護が連携し、医療機関の協力のもと利用者のニーズに即した質の高いサービスを提供します。また、養護老人ホームでは地域生活への移行を促進するため、宿泊体験や日中活動等をとおして心身の機能回復に努めます。

③介護研修センターでは、介護者等への各種研修を実



▲「食事館ひまわり」で職場実習  
がんばってます!



▲縁って気持ちいい～偕楽園の利用者さん

## ⑤適正な法人運営と経営基盤の強化

①コンプライアンス(法令遵守)経営を推進するため、倫理綱領の実践、身体拘束に至らない支援等による質の高いサービスを提供するとともに、経営上のリスク管理の徹底を図り事故防止への取り組みや法人が提供する福祉サービスに対する相談・苦情等に適切な対応に努めます。また、事業と財務の状況等をホームページ等で公開し、経営の透明性の確保を図り適正な法人運営に努めます。

②自主自立的経営を目指し、基金、資金を適正に運用

管理し、積立金、引当金等を計画的確保に努めるとともに、指定管理者制度下での中長期ビジョンの策定をはじめ、経営分析や人事制度の見直し、事業評価等を実施するなど経営基盤の強化を図ります。

③時代の変化に対応できる職員を育成するため、幹部職員をはじめ非正規職員の研修を強化し、スキルの向上を図ります。

④社会福祉会館及びなかやま山荘の経年劣化・老朽化に伴う改修工事を実施し、安全且つ衛生上の対策を講じ、利用する方々に安心・快適な環境の提供に努めます。

# 誰もが暮らしやすい地域をみんなの力で ～平成20年度県社協が進めること～

## 経営理念

宮城県社会福祉協議会は、本県における地域福祉推進の中核機関として市(区)町村社協をはじめ福祉諸団体、NPO法人、ボランティア等幅広い関係者との連携・協働のもと、高い公益性とともに民間法人としての自主性、創造性を発揮して、『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に取り組み、豊かな福祉社会の実現を目指します。

## 経営方針

### ①地域福祉の総合的な推進

①市(区)町村社協等の支援は、職員同士の協働での「社協活動実践研究委員会」の運営や社協活動継続支援事業を推し進めるとともに、階層別研修会の開催や地域福祉活動計画策定委員会等へ職員の派遣を行なっています。

②また、各種福祉団体との連携・協働で地域福祉の推進や新体系サービス移行等支援事業(障害者自立支援法)等の展開をとおして、時代に即した新たなニーズを探りながら、課題等を共有化し、福祉施策への要望(提言)します。

③地域で暮らす高齢者や障害者等の自立の視点からセーフティネット支援として、市(区)町村社協等と連携のもと生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業(まもり~ぶ事業)を積極的に展開するとともに、大規模災害時における県災害ボランティアセンターを円滑に運営するため関係機関と連携し、その体制整備に努めます。

④みやぎボランティア総合センターでは、個人、団体等のボランティアの市民活動の活性化を図るため、市(区)町村社協や各種団体と連携を強化し支援するとともに、地域指定福祉教育事業をとおし先駆的実践を行なっています。

⑤相談事業については、高齢者及びその家族が抱える一般相談や専門相談等の実施や障害者市町村相談支援事業を展開し、ニーズに即した支援を行ない、福祉の増進に努めます。また、障害者が地域で自立して暮らすために就業・生活支援事業を推進します。

⑥身体拘束廃止の相談・研修では、和風園に身体拘束廃止相談センターを設置し、窓口相談をはじめ、移動相談や指導者養成研修等を行ないます。

⑦いきいきシニアの活力を生かした社会参加を促進するため、「宮城いきいき学園」の生きがい・健康づくり等の学習をとおして地域活動ができる人材を育成するとともに、高齢者のスポーツ・文化等の普及を目指し、全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣やシニア美術展を開催します。また、会員制による「いきいきSUNクラブ」の運営や自主運営組織「みやぎエルターネット」の支援を行ないます。



▲目指せ地域リーダー「宮城いきいき学園」パソコンクラブ



▶家庭料理でボランティアと中国帰国者の皆さんと交流

⑧中国帰国者支援・交流センターでは、中国帰国者を対象に日本語学習、交流事業、相談事業、就労等の支援を行ない、自立に向けて取り組みます。

⑨社会福祉事業所が福祉サービスを利用する高齢者や障害者等の多様なニーズに対応し、良質なサービスを提供できるよう、「介護サービス情報の公表に関する調査事業」や「福祉サービス第三者評価事業」を中立・公平な立場から客観的に実施します。